

<研究ノート>

弾左衛門支配下における「場主」の性格

ト 部 学

はじめに

最近、近世賤民身分制研究において、賤民集団の構造に注目した研究がおこなわれ始めた。⁽¹⁾ 本稿は、関東における被差別部落のまとまった史料としてきわめて重要な『鈴木家文書』⁽²⁾にもとづきながら、「場主」の性格について若干の検討をおこない、弾左衛門支配下の賤民組織において「場主」の占める位置を明らかにしようとするものである。

なお本稿の対象とする地域は、武州横見郡下和名で、『鈴木家文書』はこの小頭甚右衛門の家に残る史料である。下和名は、百姓村である和名村の枝村とされていたが、同時に弾左衛門役所の支配下⁽³⁾にあって、横見郡内25か村、新田4か村を「旦那場」としていた。

1. 旦那場と場主

従来、場主については、相州の史料を用いた小丸俊雄氏⁽⁴⁾の研究にもとづいて、次のように理解されていた。

- ① 関東の場合、斃牛馬を取得する範囲を「場中」あるいは「職場」などと称し、その権利を30日に細分し、「場日」と呼んだ。⁽⁵⁾
- ② 場日の所有者を「場主」、非所有者を「平組下」という。職場内で斃牛馬があった場合には、その日の場日の権利を所有する場主がそれ取得了した。

つまり従来の考え方では、場主＝斃牛馬取得権所有者と考えられていたのである。また、場日が売買・質入れされたところから、場主であるかどうかは、もっぱら経済的階層差の問題とみなされていた。

しかし、最近峯岸賢太郎氏が指摘されたように、⁽⁶⁾『鈴木家文書』からは、か

なり異なった事実が明らかになってくる。

- ① 下和名の中は、村単位と日付け単位という異なった2つの方式で分割されている。
- ② 前者すなわち村単位に分割されている権域を「旦那場」、後者すなわち日付け単位に分割されている権域を「職場」、「下場」などと呼ぶ。旦那場と下場とをあわせて「旦那場」と呼ぶこともある（本稿では、広義のそれを『旦那場』として区別する）。
- ③ 旦那場の権利の所有者を「場主」という。つまり、A村を旦那場とするエタaを“A村場主a”と呼んでいる。旦那場は、百姓の家を正月や吉凶の際におとずれる「旦那廻り」や、夏・秋に麦・粃を家並みに貰請ける「穀廻り」をする権利の範囲⁽⁷⁾を示している。祭礼・芝居等の際の番人も、場主を通じて依頼される。
- ④ 下場の権利は斃牛馬の取得権で、その所有者を「下場主」、「日番」などと呼ぶ。

ここで注目されるのは、場主が従来そのように理解されていたのとは違って、斃牛馬取得権所有者ではなく、旦那場の所有者であるという点である。

そこで、百姓村と賤民組織との関係において、場主がどのような位置を占めていたのかを検討しておこう。

寛政6(1794)年頃から、下和名のエタたちは、旦那場への出入りを止めるという「明ヶ場」闘争を開始する。明ヶ場闘争はほぼ同時期に、古名・丸貫村、谷口村、上銀谷村に対しておこなわれているが、ここでは谷口村の場合を検討する。

〔史料1〕⁽⁹⁾ 谷口村明場之事

(寛政7年)

一卯年霜月、九八申来ルハ、谷口村番人之義、段々前々々番人故村法も悪敷相成候得共、又々頼ニ来り候得者……谷口村番人、角兵衛方へ申付申之ニ付、老人差出候処、百姓方祝儀・帯とき之祝等も、村ニ番人抱置候得者、角兵衛方へハ呉事不相成杯と申之、又其中ニハ、角兵衛抱非人来り、ねたりケ間敷義候節ハ、骨切打擲致、其上場主方へ可引渡、九八方断り候族も有之。又祭礼・芝居番等被頼候而も昼食夜食も不出、場主方何ニ而も先規之通り不致、村一同相談ニ有之由申之候とて、極月廿五日朝右同村名主方へ出入相止候儀を相届ケ候得者、村相談之儀此方一切不存候由申之候得共、村一同相談と申ニ付出入相止候由、同日九八届ケ来ル。

谷口村からの依頼で番非人を派遣したところ、非人小屋頭角兵衛らの勧進を認めず、臨時的な番人への食事を差し出さないなど、「村一同相談」と称して慣行を否定したので、12月25日に谷口村場主九八が谷口村への「出入相止」めたと届けたのである。寛政頃になって百姓村の内部で上述のような慣行を否定する動きが出てきたこと自体、注目すべきことであるが、ここでは次の2点に注目したい。

第1点は、谷口村場主九八が自分の一存で谷口村への出入りを止め、明け場にした点である。小頭は、明け場にしようかという決定にはまったく関与しておらず、事後的に場主から報告を受けただけである。古名・丸貫村の場合は異なっているが、上銀谷村の場合も「場主権六、角兵衛を上銀谷村名主方へ呼込、剩兩人旦那場上ル」とあり、場主の一存で明け場にすることがわかる。

第2点は、番非人の依頼に関してである。この史料では、谷口村から「又々頼ニ来り候」として場主九八が小頭甚右衛門へ言って来たのであるから、谷口村への番非人の派遣依頼は場主に対してなされていることがわかる。小頭は、場主を通じた依頼に応じて派遣を命じているのである。番非人の依頼に関する史料が乏しいので他の史料で確認することは難しいが、古名村の場合も「卯年〔寛政7年〕十月より元右衛門〔古名村場主〕方へ申来り角兵衛江申付ル」とあり、やはり場主に対し番非人の派遣依頼をしている。

もうひとつ、今度は、百姓村の方から場主の出入りを止められたときの史料をとりあげる。寛政元（1789）年、地頭方村の名主は「数年不埒ニ而用等も難勤り候」として場主新蔵の出入りを止めさせた。そして「今以後ハ、甚右衛門自身と相廻り候とも、又ハ外之者相廻り候とも、頭之思召次第ニ可有之候」として、代替りのものを出入りさせるよう要求している。このことは、百姓村の側に自分の村へ誰を場主として出入りさせるかを決定する権限のないことを示すとともに、百姓村が場主を介して賤民集団と関係を結んでいたことをも示している。

以上の検討の結果を整理すると、第1に、番非人の依頼など村方の「用」を賤民におこなわせる場合、百姓村はその村に出入りする場主を通じておこなわせていたこと。第2に、賤民集団の内部においても、ある百姓村へ出入りすることができるのは、その者がその百姓村の場主とされているからであること。

以上2つのことは、旦那場における百姓村と賤民集団との諸関係は場主を介してとり結ばれていることを示している。つまり場主は、斃牛馬取得を除く、百姓村と賤民組織との諸関係において、賤民集団の側の主体としての位置を占めているといえよう。

2. 下和名の場主

1では場主こそが、旦那場における賤民集団の側の主体と云う存在であることを指摘したが、そこでは場主＝旦那場の権利の所有者という考え方が基本にあった。本稿では、場主のこの基本的性格をおさえた上で、さらに場主のもついくつかの性格を明らかにするものである。本章では、その前提として、誰が場主であったのかを明らかにしておく。

『鈴木家文書』には、天明元（1781）年以降、5冊の「場境并小前帳」と題する史料が収められている。これらの史料は、『旦那場』の境界、旦那場と下場との所有関係を記したもので、弾左衛門の代替りの際に作製・提出された。これによって、旦那場の村と場主の名前とを整理したのが表1である。

表1をもとに場主に関して調べると、まずもって2つの特徴を指摘できる。⁽¹⁴⁾1つは、下和名のほぼ全戸が場主であったことである。これがこの地域だけのことなのかどうか不明であるが、相州の場合と対照的である。もう1つは、旦那場が原則として親から子へ相続されていることである。⁽¹⁵⁾

ところで、「場境并小前帳」と同じ性格の史料が天明以前に2冊残っている。それらを見ると、享保11（1726）年の「村書上之覚」⁽¹⁶⁾では「右之通り場主九人之持分」とあり、延享5（1748）年の「職場改帳」⁽¹⁷⁾では「右之通り武彘之内下吉見領和名村場主八人ニテ持来ル」となっている。享保11年から延享5年の間に場主が1人減ったのは、延享4（1747）年に場主であった与五右衛門が死漬れたためであろう。⁽¹⁸⁾

どちらの年も、天明以降の場主の人数とは大きな差がある。延享5年以降、場主の人数はいつ、なぜ変化したのであろうか。次にこの問題を検討したい。

そのために、天明以前には誰が場主であったのかを確かめなくてはならない。まず初めに、享保11年と延享5年とに関しては、上述の史料によって場主の名前を確認できる。次に、明和2（1765）年、明和3（1766）年、安永4（1775）年に関しては、場主・水呑（下和名では場主でないものをこう呼んで

表 1. 下和名の場主一覧表（天明元年～文政13年まで）

	天明元（1781）年	寛政6（1794）年	文化元（1804）年	文政6（1823）年	文政13（1830）年
下細谷村	甚右衛門，小四郎	甚右衛門，小四郎	甚右衛門，小四郎	甚右衛門，要吉	甚右衛門，要吉
和名村	弥平次	} 弥平次	} 弥平次	} 直藏	} 直藏
小新井村	瀬兵衛				
本沢村	} 新八				
上砂新田					
上細谷村	瀬兵衛，新八	弥平次，清右衛門	弥平次，清右衛門	直藏，豊八	直藏，豊八
黒岩村	茂八	茂八	茂八	友吉	友吉
前河内村	弥八	弥八	弥八	八曾吉	八曾吉
岩殿山(町)	利八	利八	はつ	忠藏	忠藏
御所村	庄次郎，源六	庄次郎，源六	庄次郎，源六	ちやう，佐吉	万吉，松右衛門
中新井村	惣八，宇兵衛	茂八，治助	茂八，治助	富藏，藤吉	富藏，藤吉
下銀谷村	彦四郎	} 源太郎	} 源太郎	} 源太郎	} 幸吉
下砂村	瀬兵衛				
久米田村	与兵衛，友右衛門	与兵衛，友右衛門	文藏，忠藏	文藏，新右衛門	与吉，新右衛門
上銀谷村	彦四郎	権六	権六	銀藏	銀藏
久保田村	} 儀右衛門	} 九八	} 九八	} 林藏	林藏
谷口村					庄藏
地頭方村	} 惣右衛門	} 新藏	} 長治郎	} 松右衛門	} 松右衛門
蚊計谷村					} 栄藏
江綱村					
一ツ木村					
大和田村	平八	平八	清吉	たよ	乙松
須戸野谷	} 許右衛門	} 元右衛門	} 元右衛門	乙八	乙八
古名村				半藏	半藏
丸貫村	} 新八	} 新八	} 新八	} (次カ) 源八郎	源次郎→ 甚右衛門 (文政9 質入)
五反田新田					} 源次郎→ 銀藏 (文政11 質入)
万光寺村					
御成橋	宇兵衛	治助	治助	藤吉	藤吉
瀬沼新田	儀兵衛，又右衛門	久五郎，又右衛門	庄八，久五郎	金右衛門，久五郎	金右衛門，彦太郎
松崎村	瀬兵衛	又右衛門	庄八	金右衛門	和吉→金右衛門 (天明5 質入)
今泉村	喜右衛門	重太郎	重太郎	重太郎	重太郎
史料	№ 226	№ 233	№ 241	№ 246	№ 250

いる)と肩書きをした史料がある⁽¹⁹⁾ので、それによった。ただし、組頭については場主の肩書きはないが、他の史料より場主であることがわかっている⁽²⁰⁾ので、場主に加えておく。

さらに、元文3（1738）年、寛保4（1744）年、寛延3（1750）年、宝暦4（1754）年に関しては、「組下年証文」⁽²¹⁾を使って、次のように考えて、場主の名前を明らかにした。「組下年証文」とは、毎年2月に、法度遵守を誓って組下の者が小頭あてに差し出す一札である。たとえば元文3年の場合、「組下

年証文」として次の㊦、㊧2つが残っている。

〔史料2〕

㊦ 仕申証文之事

一盗伐取仕者、其外悪宗門御座候ハハ可申候事。毎年御吟味之通り急度相守可申候事。

一場中之内ニて相定候通り、とむらい事其外何ニ而も、其村出入候場主次第以、竹壺本也共日毎記可申候。若し相しらせ不申候ハハ、私ニ相納候ハハ、右相定候通り、加錢三百文ツハ急度差出し可申候。若シ村方相背申候ハハ、村長面はすされ申共、少も違乱申間敷候。仍而年々証文仕候所、如件。

和名村

伝右衛門㊦

同 半 七㊦

元文三年午

同 喜 太 郎㊦

二月拾五日

同 三右衛門㊦

同 伝右衛門㊦

同村

組頭当番 甚右衛門殿

同 与五右衛門殿

同 瀬兵衛殿

㊧ 仕申証文之事

一毎年御吟味之通り、何ニ而茂村方相背申間敷候。何ニ而茂村なミ相背候ハハ、右吟味之通り、組長面はすされ可申候。其時少も違乱申間敷候。仍而如件。

和名村

元文三年午

徳 兵 衛㊦

二月拾五日

同 文左衛門㊦

(以下11名連印省略)

同村

組頭当番 甚右衛門殿

同 与五右衛門殿

同 瀬兵衛殿

この2つの「組下年証文」をくらべると、**国**には「右吟味之通り」にあたる内容が欠けていることに気づく。それは内容上、**国**の2か条目をさしていると思われるので、**国**、**国**2つの証文は、2つで1つのものであることがわかる。

寛延3年も、**国**、**国**と同様の2通の「組下年証文」が残っている。そして、**国**型の年証文の差出人6人の名前が、1人を除いて、延享5年「職場改帳」の場主の名前と一致している。したがって、2通ある「組下年証文」のうち、**国**型の差出人は場主、**国**型の差出人は水呑であったと思われる。寛保4年の年証文は1通のみであるが文面より**国**型、宝暦4年の年証文は**国**型と判断される。

以上のようにして、場主と水呑の名前を確認し、表にしたのが表2である。

表2 下和名の場主・水呑一覧表（享保11年～安永4年まで）

年代	享保11(1726)年	元文3(1738)年	寛保4(1744)年	延享5(1748)年	寛延3(1750)年	宝暦4(1754)年	明和2(1765)年	明和3(1766)年	安永4(1775)年
史料	村書上之覚 No. 212	組改証文 No. 846		職場改帳 No. 217	組改一札 No. 851	五人組証文 No. 840	条目請書 No. 64	人別帳 No. 804	家別銭取立免除 類 No. 528
人数	9人	(8人)		8人	(8人)	(8人)	(7人)	8人	9人
場主	組 右衛門 与五右衛門	(基右衛門) (与五右衛門)		基右衛門 (延享4年死没)	(基右衛門)	(基右衛門)	(基右衛門)	基右衛門	基右衛門
	頭 瀬兵衛	(瀬兵衛)		瀬兵衛	(瀬兵衛)	(瀬兵衛)		政右衛門	瀬兵衛
	組 伝左衛門 志左衛門 利兵衛	(互カ) 伝右衛門 半七		半七 徳兵衛 彦四郎	徳兵衛 半七 吉右衛門	半七 兵右衛門 半次郎	弥平次 惣八 権右衛門	弥平次 惣八 藤右衛門	弥平次 惣八 彦四郎
	下 徳左衛門 参右衛門 伝右衛門	喜太郎 三右衛門 伝右衛門		兵右衛門 三右衛門 伝右衛門	兵右衛門 三右衛門 伝右衛門	彦四郎 三右衛門 伝右衛門	権右衛門 惣右衛門 文右衛門	兵右衛門 惣右衛門 文右衛門	磯右衛門 惣右衛門 文右衛門 惣左衛門
水呑	史 料	組証文 No. 847	組下証文 No. 848	同年 組証文 No. 850	組改一札 No. 852		同上	同上	同上
	組	徳兵衛 文左衛門 与四兵衛 重兵衛 喜藏 利兵衛 吉右衛門 徳右衛門 金右衛門 半右衛門 伊兵衛 彦右衛門 長太郎	三之助 武右衛門 五右衛門 逸兵衛 文左衛門 吉左衛門 久兵衛 徳右衛門 金右衛門 伊兵衛 与右衛門 長太郎	茂兵衛 三之助 武右衛門 五右衛門 与右衛門 長五郎 久兵衛 万吉 磯右衛門 伊兵衛 金右衛門 伊兵衛 金右衛門 長太郎	武右衛門 茂兵衛 五右衛門 与右衛門 万吉 久兵衛 徳右衛門 伊兵衛 金右衛門 長五郎 吉三郎 長太郎		茂兵衛 千太郎 乙右衛門 次郎 伊右衛門 与兵衛 万七 惣左衛門 宇兵衛 佐五右衛門 善四郎 長左衛門	権右衛門 喜兵衛 伊右衛門 乙右衛門 惣左衛門 又右衛門 惣兵衛 喜右衛門	権右衛門 茂八 利兵衛 庄次郎 利八 伊右衛門 喜兵衛 友右衛門 宇兵衛 半六 惣兵衛 又右衛門 喜右衛門
	下			※組証文のうち 職場改帳に名前 のない者のみを 水呑と判断した	三之助				

表2より、安永4年までは、場主は基本的に8人ないし9人であったと思わ

れる。明和2年には場主は7人になっているが、これは、宝暦13(1763)年に組頭瀬兵衛が死亡し、明和5(1768)年に悴政右衛門が跡役を継ぐまで、組頭が1人になったためであり、例外といえるからである。また、明和3年より前には人別帳が残っていないので完全に確認できないが、表2でも場主は相続されていたと考えてはば間違いないであろう。

ところが、安永4年以前に、本当に場主が8人ないしは9人だったのか疑わせる史料がいくつかある。まず次の史料を見てほしい。

〔史料3〕⁽²⁴⁾

覚手形之事

一田畑之儀ハ、前和名田式セ廿九歩并畑四セ歩之所甚右衛門分、是^(旦那場)下田壺セ式歩同がんじや谷畑三セ壺歩之所七之助分相定。并談名場、鴻巣道是^(旦那場)東ハ甚右衛門、是^(旦那場)西ハ七之助分ニ相定。下場之義ハ朔日^(旦那場)も二日迄甚右衛門、三日も四日迄七之助分之内久米田・同和名村・同御所村・同くろ岩村之儀ハ朔日^(旦那場)も四日迄四ヶ村計四日甚右衛門分ニ相定持来申所、実正也。此役人食番ハ朔日^(旦那場)も四日迄之内ハ二日四日甚右衛門、正月も四月迄四ヶ月相勤可申候。五月も極月迄ハ二日計相勤可申候。為後日覚仍而如件。

享保十五年亥ノ八月廿七日

和名村

場持合 七之助

同村立合人

右持合捨場山通り五七郎[㊤]

伝左衛門[㊤]

半 七[㊤]

同村

利兵衛[㊤]

甚右衛門殿

この史料は、小頭甚右衛門が田畑・旦那場・下場・役人食番を七之助に分け与えたときのものである。史料中にある「談名場」は下書きと思われる別の史料⁽²⁵⁾より、下細谷村の旦那場であることがわかる。

注意してほしいのは、すでに享保15(1730)年に旦那場を分割・譲渡していることである。下細谷村は、天明元年の「場境并小前帳」では小頭甚右衛門と組下小四郎(甚右衛門の甥)との持合になっていて、「小頭甚右衛門方^(旦那場)半村相譲り申候」と朱書されている。したがって、享保15年に下細谷村旦那場の半

分が分家に譲られていたことは確実である。

1で考えたように場主＝旦那場の所有者とすれば、七之助は享保15年に下細谷村の場主になったはずであり、したがって場主の人数も増えているはずである。しかし、実際には場主の人数は増えていないし、小四郎の父である利兵衛は安永4年においても水呑であった。つまり、実際には場主であった者が、史料上は水呑とされていたと考えられるのである。

同様の事実は他にも指摘される。

明和3（1766）年3月に、御所村の即性院という寺が、住持勧頂の際の番人を慣行に反して「場主衆中江一切無沙汰」で非人小屋頭角兵衛に直接依頼するという事件が起きている。⁽²⁶⁾このとき、下和名の伊右衛門という人物が即性院へ抗議に行っている。この伊右衛門は天明元年の御所村場主源六の父であり、したがって御所村場主として抗議に行ったものと思われるが、同年の人別帳では水呑とされている。

また、明和4（1767）年8月に岩殿山門前茶屋町で伊右衛門（前述の伊右衛門とは別人）が殺害された事件の際、犯人吉三郎の見張りを下和名のエタ・非人が勤めている。このときの番賃の支払いをめぐる翌年にかけてもめるのだが、茶屋町の名主清七は下和名全体への番賃2貫文とは別に小頭基右衛門と組下与右衛門とに「世話代」として200文ずつ支払おうとしている。⁽²⁷⁾この与右衛門は、天明元年の岩殿山場主利八の血縁者であり、史料中にも「場主与右衛門」とあるが、利八の従兄乙右衛門は明和3年には水呑とされている。

以上のような事例は、旦那場の権利が基本的に親から子へ相続されていたことと考えあわせると、天明元年以前でも実際には、下和名の場中の村々はそれぞれ組下の旦那場として分割されていたことを示していると思われる。享保15年の事例は著しく早い例かもしれないが、遅くとも明和年間（1764～71年）までには、下和名の全戸が事実上の場主となっていたと考えてよいであろう。

実態としての場主が以上のものであったとすると、表2の作製にあたって利用した「職場改帳」や「組下年証文」などではなぜ実態とは異なった記載をしたのであろうか。次にこの問題の検討をおこなっておきたい。

3. 家別銭と場主

場主・水呑の肩書がある最後の史料は、安永4（1775）年の「家別銭取立免

除願⁽²⁸⁾」である。この史料の検討に入る前に、家別銭について簡単に述べておく。

家別銭は、「職場年貢」（初めは「絆綱銭」と称した）とならんで、弾左衛門役所が在方のエタに賦課したものである。職場年貢は場日を単位として賦課されるが、家別銭はその名のおり軒別に賦課される。これは、享保9（1724）年に弾左衛門役所が幕府より囚人預・無宿改役廻りなどを命じられた際、在方に現夫の代わりとしての役銭（このときは1軒につき1か月20文）を支払わせた⁽²⁹⁾ことに始まると思われる。

「家別銭取立免除願」の最初の部分には次のようにある。

〔史料4〕

乍恐以書付奉願上候

一私共儀者、田畑・職場等茂所持不仕、一同貧窮ニ御座候而、当日相送り兼候故、只今迄、小頭・組合中之憐愍を以、愨而村役等茂相除貫罷有候。右之趣故、家別銭之儀も不奉差上候。然処去午二月、小頭甚右衛門奉差上候人別帳面御改之上、今年も不殘取立上納可仕旨被 仰付候。併至而不如意之者共ハ其趣連印を以可奉願上候様ニ被仰付候（以下略）

武彘和名村

組下水呑 権右衛門

（以下12名名前省略）

つまり、水呑13名は安永3（1774）年までは家別銭を納めてこなかったのに、安永4年より残らず家別銭上納を命じられたのである。

安永3年2月に弾左衛門役所へ出頭し、このことを命じられた小頭甚右衛門の請書（控）の末尾には「右〔家別銭改をさす——引用者〕、八軒分つゝ上納之処、人別帳面ト御引合ノ上、何故十三軒之者共不納ニ有之候哉、御尋ニ付、此趣御請書差上置。是ハ当所計リニ無之、世間一同之御改」とある。したがって、安永3年までは8軒分の家別銭を上納していたこと、および、従来家別銭を納めなかった水呑へも家別銭上納を命じたのは下和名に対してだけでなく弾左衛門支配下の賤民組織全般のことであること、が確認される。

安永3年まで家別銭を8軒分上納してきたことと、場主が8人であったこととは、恐らく無関係でないだろう。弾左衛門支配下では、この年まで、場主＝

家別錢負担者とみなされていたと思われる。このことは、安永10（1781）年に提出された「家別錢免除願」⁽³¹⁾の末尾の記事からも確認されることと思う。

〔史料5〕

宝暦年中迄、場主八軒之書上ニ而家別錢上納致候処、政右衛門父源左衛門弟金右衛門望ニ而、八軒分割合ヲ除キ、一人ニ而老軒分百廿四文毎年可出ス約談ニ而、九軒つゝ納候処ニ、安永三年二月貞右衛門様御当番ニ而御改有（以下略）

この史料に関しては、内容が他の史料と矛盾するところもあって⁽³²⁾、なお史料批判が必要であるが、「場主八軒之書上ニ而家別錢上納致候」という記述は、場主＝家別錢負担者と考えられていたことを示すものである。

さて、〔史料5〕のなかの「八軒分割合」については、次の史料がある。

〔史料6〕⁽³³⁾

年々之家別錢之所、八軒之所内々ニて廿三軒不残寄合、壹メ文所廿三軒ニわり合、壹人まへ四拾文つゝ出し申候処、少も紛無御座候。仍而当番江一札出し申候所、仍如件。

組下 半 七 ㊤

宝暦八年寅二月十一日

（以下21名連印省略）

武州和名村

当番 甚右衛門殿

瀬兵衛殿

この史料によって、宝暦8（1758）年以降、家別錢8軒分は下和名内部において軒割りにされて徴収されていたことがわかる。〔史料4〕では、水呑13軒は「貧窮」なので家別錢を上納してこなかったと述べているが、実はすでに全戸が家別錢の割前を支払っていたのである。

8軒分の家別錢を下和名内部で軒割りにするという事態は、史料の上では場主が8人であったにもかかわらず、全戸が事実上の場主であったという事態に対応するものである。つまり、弾左衛門支配下の賤民組織の内部において場主＝家別錢負担者という考え方が一般的であったので、下和名においては、事実上の場主も実態に応じて家別錢を負担することになったと考えられる。

また同時に、安永3年までは弾左衛門役所自体が場主＝家別銭負担者と考えていたので、実態としては全戸が場主であっても書面上は場主を8人にしておいたほうが、家別銭の負担を軽減することになったことも明白であろう。逆にいうと、安永4年になって弾左衛門役所がそれまでの場主＝家別銭負担者という考え方をやめて、全戸に家別銭をかけるという賦課方式に変更したので、書面上で場主8人といつわる必然性がなくなってしまった。そこに、安永4年を最後として場主と水呑の区別がされなくなる理由がある。

4. 村内序列と場主

もちろん、安永4年まで書面上で場主が8人とされてきたのが、すべて家別銭賦課をまねがれるための単なるごまかしであったという訳ではない。実態としては全戸が旦那場を所持する場主であったとはいえ、肩書きとして場主であるか水呑であるかは、下和名内部の序列として意味を持っていたのではないかと思われる。それに関わるいくつかの史料を指摘しておこう。

1つめは、〔史料2〕であげた「組下年証文」である。「組下年証文」は、安永4（1775）年までに、12年分14通残っている。そのうち、前述のように㊦型㊦型2通で1組の形式になっている年は、前述の4か年⁽³⁴⁾だけであり、残り8か年は組下全員が連印する形式のものである。したがって、㊦㊦形式の「組下年証文」の検討だけから断定的なことを述べることはできない。

しかし、それにしても、㊦、㊦という2枚の「組下年証文」が作られる理由は何であろうか。法度遵守を約束する際に場主と水呑とを区別するということは、法をめぐって場主と水呑との間に権利の差があったとも考えられる。「組下年証文」の文言はそれを示しているのではなからうか。

すなわち、〔史料2〕の㊦のほうは、1か条目は弾左衛門役所から申し渡された「毎年御吟味」を守るという内容であるが、2か条目では旦那場での葬式の際の諸道具の取得をめぐって「場中之内ニて相定候通り」することを約束する内容になっている。それに対し、㊦の方は、弾左衛門役所からの法度も、場中での取極めも、同様に「何ニ而茂村方相背申間敷候」と約束している。この差は、場中での取極めについて場主には決定に参加する権利があるのに対し、水呑にはその権利のないことを示していると思われる。

2つめは、これもすでに〔史料5〕として引用しておいた記事である。その

内容に関し史料批判の必要なことを指摘しておいたが、もしその内容が正しいとするならば、なぜ金右衛門は家別銭1軒分124文の支払いを希望したのかの問題になる。他に史料がないので推測する以外にないが、場主＝家別銭負担者と考えられていたのであるから、金右衛門は124文支払うかわりに場主に格上げを要求したのは間違いない。

水呑が金銭上の負担をいとわず場主になろうとするからには、場主には水呑にない何らかの“特権”があると考えられる。金右衛門が事実上の場主であったかどうかを示す史料はないが、家別銭を軒割りにしたあとなので金右衛門を含む全戸が事実上の場主であったと考えられる。したがって、場主の持つ“特権”は、旦那場とは関りのない権利であろう。

3つめは、場主・水呑の序列が安永4年以降もしばらくの間残っていることである。安永7(1778)年の人別帳にはもはや場主・水呑の肩書きはないが、人別帳の記載順序は、場主だったものから水呑だったものへという順序が守られている。このことを指摘した塚田孝氏は、この順序に「賤民組織の序列が貫徹して」いるとしている。⁽³⁶⁾

以上3つの事例は、いずれも十分な証拠たりえないが、そこに共通する問題として、場主であるか水呑であるかという違いが下和名の内部において序列的な意味を有していたであろうということが予想される。

5. 小 括

本稿では、はじめ、場主＝旦那場の所有者と規定し、次に場主＝家別銭負担者と考えられていたことを指摘し、さらに場主であることに何らかの“特権”のある可能性を考えた。これら3つの異なった場主の性格の関連はどうなっているのだろうか。最後にそれを指摘して、本稿を終えることにする。

場主の基本的性格は、1で述べたように、旦那場の所有者という性格である。そして、旦那場の所有者である場主は、斃牛馬の取得を除く、百姓村と賤民集団との諸関係において、賤民集団の側の主体としての位置を占めている。このことは、弾左衛門支配下の賤民集団において、場主＝旦那場の所有者が基本的な階層であることを意味している。場主が家別銭負担者と考えられていたのも、場主が基本的階層であったからに他ならない。場主が在方の賤民集団の内部において何らかの“特権”を有したのではないかと考えられるのも、基本

的階層として場主が位置付けられていたためである。しかし、「特権」の内容に関しては『鈴木家文書』からは明らかにしえなかった。

また、同じ弾左衛門支配下であっても、相州の場合は下和名と著しく異なっている。とくに、旦那場の存在を示す史料は相州においては知られていない。この差異をどのように評価するかは、今後の課題としなければならない。

(注)

- (1) たとえば、1984年度歴研大会における塚田孝氏の報告。
- (2) 埼玉県同和教育研究協議会編集・発行、全5巻、1977～79年。同書では第1巻から第5巻まで通し番号がつけられているので、以下、同書よりの史料引用はたとえばNo.123のごとく示す。
- (3) 旦那場については、本稿1参照。
- (4) 小丸俊雄「相州に於ける近世未解放部落の経済」、『日本歴史』第255号、1969年。のち、石井良助編『近世関東の被差別部落』、明石書店、1978年、に収載。
- (5) 厳密に言えば、小丸氏は職場を斃牛馬を取得する範囲だけとは規定していない。しかし同氏も、職場において「斃牛馬の捨場が重要なもの」、「場日の収益は、斃牛馬の皮の取得が主なもの」と述べている。注(4)前掲書269-270頁。一般には、ここで述べたように職場＝斃牛馬を取得する範囲と理解されている。たとえば、前圭一「近世中後期における『かわた』の経済生活」、部落問題研究所編『部落史の研究 前近代篇』、同研究所発行、1978年、256-257頁を参照。
- (6) 峯岸賢太郎「関東」、部落問題研究所編『部落の歴史 東日本篇』、同研究所発行、1983年、所収。とくに同書306-319頁を参照。
- (7) 峯岸氏は、注(6)前掲論文で、恒常的な番非人は「村方から部落の『小頭』へ依頼し、『小頭』の請負いによって『手下非人』をおく」(315頁)とされている。後半については私も異存はないが、前半つまり誰に依頼してくるかに関しては後述のように、私は、番非人であっても場主を通じて依頼するものと考える。
- (8) 明け場闘争に関する史料は多数残っているが、とくにNo.239「寛政寅卯辰明場之記録」が詳しい。
- (9) 注(8)掲載史料。
- (10) 同前。
- (11) 同前。
- (12) No.231 寛政元年7月「地頭方村上り場之事」。
- (13) No.226, No.233, No.241, No.246, No.250の5冊。
- (14) 人別帳と照合して場主でないことのは、天明元年の惣兵衛、文化元年の平蔵、文政6年の甚助、文政13年の直治郎と和吉である。惣兵衛については、寛政6年以降、倅清右衛門が場主になっている。平蔵は「引渡シ者」であり、本来の下和名の構成員ではない。甚助一和吉の親子に関しては、文政13年の「場境并小前帳」に松崎村場主とある。ただし実際には、松崎村は和吉祖父久瀬兵衛が天明5(1785)年に質入れしており、当時出入りしていたのは金右衛門。直次郎に

関しては、文政6年に父佐吉が場主であることがわかっている。以上の結果、下和名の本来の構成員で場主でなかったのは、天明元年に惣兵衛、文政13年に直次郎がいただけである。

- (15) 相続でないのは、天明元年の瀬兵衛分（小新井村、上細谷村、下砂村、松崎村）、新八分の内の本沢村・上砂新田と上細谷村、文政6年の佐吉分の御所村。このうち瀬兵衛分については、同家がいったん死潰れたためである。他2例は不明。
- (16) No. 212
- (17) No. 217
- (18) No. 543 延享4年4月「組頭跡目訴書」。
- (19) 明和2年についてはNo. 64 同年2月「条目請書」、明和3年についてはNo. 804 同年2月「人別帳」、安永4年についてはNo. 528 同年2月「家別銭取立免除願」。
- (20) たとえば注(16)前掲史料。
- (21) 元文3年についてはNo. 846「組改証文」とNo. 847「組証文」、寛保4年についてはNo. 848「組下証文」、寛延3年についてはNo. 851「組改一札」とNo. 852「組改一札」、宝暦4年についてはNo. 840「五人組証文」。これらの史料は表題も異なり、『鈴木家文書』収載の項目も異なっているが、本文に述べたような性質が共通しているので一括して「組下年証文」と呼ぶ。
- (22) ㊦はNo. 846、㊧はNo. 847。
- (23) No. 547 宝暦13年4月「相役瀬兵衛病死訴」、No. 548 明和5年2月「小頭跡役相続願」。
- (24) No. 215 享保15年8月「持場手形」。
- (25) No. 213 享保15年8月「持場書分け手形」。
- (26) この事件については、No. 755 明和3年3月「寺廻り見廻り一札」。
- (27) No. 602 明和5年9月「番賃差継小頭退役済口証文」。
- (28) 注(19)前掲史料。
- (29) No. 1 享保9年正月「公儀御用勤方達」。
- (30) No. 527 安永3年2月「家別銭改請書」。
- (31) No. 529
- (32) たとえば、No. 527やNo. 528では安永3年まで8軒分上納していたことになっており、途中で家別銭上納額を9軒分にした記録はない。また、安永4年までは場主は8人のままで増えていない。
- (33) No. 719 宝暦8年2月「家別銭出銭議定」。
- (34) 「組下年証文」の年代と形式は別表のとおり。㊨とは、組下全員が連印する形式のものをさす。
- (35) No. 812 安永7年2月「人別帳」。
- (36) 塚田孝「近世における賤民身分の人別帳に関するノート——弾左衛門支配下の場合——」、尾藤正英先生還暦記念会編『日本近世史論叢』下巻、吉川弘文館、1984年、所収。とくに28-31頁。

別表

年 代	形 式		史 料	
元文3 (1738)	A	B	No. 846 No. 847	
寛保4 (1744)		B	No. 848	
延享2 (1745)			C	No. 849
“ 4 (1747)			C	No. 62
“ 5 (1748)			C	No. 850 No. 851
寛延3 (1750)	A	B	No. 852	
宝曆2 (1752)			C	No. 839
“ 4 (1754)	A			No. 840
“ 6 (1756)			C	No. 841
“ 10 (1760)			C	No. 63
明和2 (1765)			C	No. 64
安永3 (1774)			C	No. 65

(筆者の住所：〒186 国立市北 2-15-28 荒津方)